

宇陀市監査委員告示第 3 号

令和元年度第 2 回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 25 日

宇陀市監査委員 籠 谷 順 司

宇陀市監査委員 西 岡 宏 泰

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 建設部 公営住宅課、地籍調査課
- (2) 水道局 水道事業、下水道課
- (3) 農林商工部 農林課、商工観光課

3 監査の期間及び対象

(1) 第2回定期監査

実施年月日	監査実施部署
令和元年12月6日（金）	建設部公営住宅課
令和元年12月13日（金）	水道事業、下水道課
令和元年12月16日（月）	農林商工部農林課 建設部地籍調査課
令和元年12月24日（火）	農林商工部商工観光課

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性

や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等に一部記入漏れが見受けられた。監査時に口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査では、備品の管理状況についても監査を実施した。備品管理については、昨年度までの定期監査により指摘し、主管課である管財課指導の下、備品整理が進んでいることを確認した。しかし、一部施設の備品整理が実施されていないことを確認した。備品管理要綱第5条に基づき、備品台帳との早期照合を実施し、適切に管理されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 支出に関する事務

ア 還暦野球大会及びインカレ野球大会の支出について（商工観光課）

昨年度までの定期監査指摘事項であるが、宇陀市還暦野球大会及びインカレ野球大会における運営費の一部を市が負担していること等についての検討及び改善を求めており、現在の措置状況を確認したところ、明確な報告を受けることができなかった。

指摘事項に係る検討や改善についての報告がなかったため、再度指摘するものである。

しっかりと対応されたい。

(2) 契約に関する事務

ア 災害発生時の緊急対応について（農林課）

林道カトラ線倒木処理業務を委託するため、宇陀市森林組合と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号を根拠に随意契約を締結している事例が見受けられた。

災害発生時、緊急性のある倒木処理において、迅速な対応を求められるが、委託契約業務であるため、事務執行に時間を要する。

森林組合等と災害応援協定の締結等を検討する必要があると考える。

イ 随意契約について（農林課）

農林会館管理業務を委託するため、公益社団法人宇陀市シルバー人材センターと地方公営企業法施行令（昭和27年政令第

403号) 第21条の14第1項第3号を根拠に随意契約を締結している事例が見受けられた。

この場合、宇陀市契約規則第18条の2第1項第1号の規定により、あらかじめ契約の発注見通しを公表する必要があるが、事前公表を行うことはなく随意契約を締結していることが確認できた。

契約規則に基づく事務となるよう改善されたい。

ウ 法定外公共物（里道・水路）の維持管理について（地籍調査課）

平成30年度中の地元要望である災害被害対応が平成29年度の台風被害の対応により平成30年度中の対応ができず、平成31年度に入ってから地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号を根拠に随意契約を締結し対応している事例が見受けられた。

この場合、地方自治法第167条の2第1項第5号を適用せず、2人以上の者から見積書を徴収する必要があると考える。

検討されたい。

エ ナシガ谷前処理場管理業務委託について（商工観光課）

ナシガ谷前処理場管理業務を委託するため、水質保全等、特殊な業務であることから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号を根拠に宇陀環境開発と随意契約を締結している事案が見受けられた。

2人以上の者から見積書を徴収し、価格の妥当性を検証すべきと考える。

検討されたい。

(3) その他の事務

ア 備品管理について（農林課、商工観光課）

現在の備品の管理状況を把握するため、備品台帳の管理状況を確認したところ、今回の監査対象部署において、備品台帳の整理が完了していないことを確認した。また、全く未着手の施設も確認している。

本年度までの定期監査報告指摘事項であり、その管理については、宇陀市財産規則及び宇陀市備品管理要綱に基づき、公金同様、厳格に管理する必要がある。

備品の管理を適切に行われたい。

また、備品の確認方法については、統一的なマニュアルがないため、部署によって管理方法に差があると考ええる。

備品の確認方法に係る統一的なマニュアルを検討されたい。